

---

# 松沢マニフェスト進捗評価結果報告書

—平成19～22年度（2期目4年間の評価）—

---

## 目次

はじめに	1
1 全体の評価結果	2
2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）	10
3 分野別・政策別の評価結果	11
資料編	74

平成23年1月25日

松沢マニフェスト進捗評価委員会

## はじめに

- 「松沢マニフェスト進捗評価委員会」は、松沢成文神奈川県知事が平成19年4月の知事選挙の際に掲げた『神奈川県全開宣言マニフェスト2007』の進捗状況を評価し、今後の県政の取組みに反映させるとともに、県民によるマニフェスト評価や県政参加を支援・促進することを目的として、平成20年3月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。当委員会は、知事1期目に設置された同委員会（平成16～19年）を継承したものであり、第三者評価を担う機関として、設置後は自立的に審議・運営を進めています。
- マニフェストは、公職選挙にあたり候補者が当選後に実現しようとする政策を、検証可能な形で具体的に提示する政策集であり、有権者との約束です。マニフェストは、選挙の際の判断材料となることによって政策中心の選挙を可能にするものですが、当選後、マニフェストを掲げた者がこれを実現しようとすることによって緊張感のある政治が可能となりますし、任期満了の際にはその達成状況が点検・評価され、次の選挙での判断に生かされることによって責任のある政治が可能となります。したがって、マニフェストについては、その実現状況を客観的・継続的に点検・評価することが重要です。この役割を果たすために、当委員会が設置されたものです。
- このたび、松沢知事の2期目4年間（平成19～22年度）のマニフェストの達成状況について評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さまに公表いたします。今回は、2期目全体の評価であることから、きたる4月の県知事選挙に向けて知事及び県民の皆さまの参考に供するため、前倒しで平成22年12月末の時点における目標達成状況を評価し、公表するものです。その点で、今回は、知事の任期満了まで3ヶ月余を残した時点での達成状況であることにご留意いただきたいと思います。
- また、当委員会は、マニフェストを基本とする県政運営のあり方についても提言することを役割としていることから、今回、県職員を対象として「マニフェストに伴う県行政の変化等に関するアンケート」を実施するとともに、「マニフェストの推進と県政運営の課題」についても検討し、提言いたしました。この点についても、今後の参考にさせていただければ幸いです。
- 最後に、この4年を振り返ると、地方政治においてはマニフェストがほぼ定着した感がありますが、国政においてはマニフェストに対する真摯な姿勢に欠けている状況がみられます。マニフェストは国民に対する政策公約であり、その実現に対する真摯な姿勢と、進捗状況を客観的に評価し国民に丁寧に説明する謙虚な態度がなければ、国民の政治に対する不信はますます深まるばかりと懸念されます。私たち松沢マニフェスト進捗評価委員会は、松沢知事が掲げたマニフェストの進捗状況をできるだけ客観的に評価し、県民の皆様へ報告することを使命として活動してきました。進捗評価委員会による評価報告はこれで一区切りになりますが、マニフェスト評価の手法についてはまだまだ改善の余地があると思いますので、県民のみなさま方や関係者の議論をうながしてマニフェスト評価のいっそうの充実をお願いする次第です。

平成23年1月25日

松沢マニフェスト進捗評価委員会  
委員長 小池 治

# 1 全体の評価結果

## (1) 評価の方法

- ・1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法をとったが、2期目の松沢知事の Manifesto は、1) 条例宣言などより多岐にわたっていること、2) 各政策を構成する「目標」や「具体的方策」に独立した内容が記載されていること、3) 具体的方策には数値目標が掲げられていないことなどの特徴があるため、「記載された内容をどこまで実現しているか」という点に一本化するとともに、その結果についてはわかりやすいよう「評点」という形で数値化した。なお、Manifesto の性格上、あくまで4年間で実現すべき内容を満点として評価した。
- ・評価の手順としては、図1のとおり「積み上げ型」の方法をとり、まず、各政策を構成する「目標」と「具体的方策」がそれぞれどこまで実現されているかについて5点満点で評価し、次に、その平均点をもとに「政策」（または条例）ごとに同じく5点満点で評価し、さらに、それを「分野」ごとに集計して5点満点で評価し、最後に、「全体」の評価として政策別の評点を合計して100点満点に換算して評点を算出するという方法をとった。同時に、それぞれの評価の「理由」を明らかにするとともに、「今後の課題」等を記載した（評価方法については資料編「資料1」参照）。
- ・評価の基準（5点満点）については、表1のとおり、目標実現の度合い（政策の場合）または進捗状況（条例の場合）に応じて点数をつけることとした。

図1 Manifesto 進捗評価の方法（フロー）

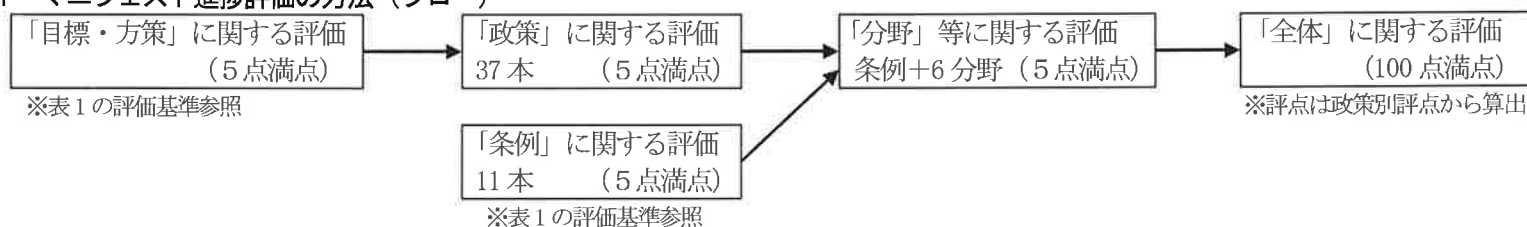


表1 Manifesto 進捗評価の基準（概ねの基準）

評点	条例に関する評価基準（条例宣言の場合）※1	目標・方策に関する評価基準（政策宣言の場合）
0点	全く検討していない段階	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む）	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）	数値目標(※2)または期待される施策事業(※3)について概ね1/4以上を実現した場合
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	条例が施行された段階	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

- ※2 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。数値目標について当初値（例：18年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件＝6割達成）。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。
- ※3 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

## （2）評価結果の概要

- ・今回の評価は、2期目（4年間）全体の目標達成状況を評価するものであるが、知事選挙（平成23年4月）に向けた知事及び県民の評価・選択に供するため、原則として平成22年12月末の時点における達成状況によって評価していること（厳密には3ヶ月余の期間が残されていること）にご注意いただきたい。（点検評価の方法については、資料編「資料1」参照。）

### 【評点別件数の状況】

- ・平成22年度末における目標達成状況を「評点別」の件数で見ると、表2のとおり、目標を実現した「5点」満点が18件（37.5%）となり、目標の概ね3/4を実現した「4点」が19件（39.6%）となったため、合わせて37件（77.1%）の政策が3/4以上の実現度となっている。残る政策も、目標の概ね1/2を実現した「3点」が11件（22.9%）であるため、すべての政策が半分以上の実現度を達成した結果となっている。
- ・この状況を昨年度（21年度末）と比較すると、図2、図3のとおり、5点（7件→18件）が大きく増加し、4点（20件→19件）は横ばいで、3点（18件→11件）は大きく減少し、2点以下（3件→0件）はゼロとなった。すなわち、3点だった政策が4点に、4点だった政策が5点にという形で各政策が着実に進捗している。この結果、目標を3/4以上実現した政策（4点以上の政策）は、27件（56.3%）から37件（77.1%）に増加した。
- ・このように、各政策の目標達成度は順調に向上しているといえる。ただし、目標が概ね1/2しか実現できなかった政策（3点評価）が11件（22.9%）残っていることにも注意する必要がある。

### 【分野別の評点の状況】

- ・この進捗状況を「分野別」にみると、表2、図4のとおり、「条例宣言」は、概ね条例が施行されたという「5点」が8件、概ね議会で可決されたがまだ施行されていないという「4点」が3件となっており、もっとも順調である。条例宣言は条例の制定・施行という1つの目標であるため、目標実現度がクリアに表出するという面はあるが、評価できよう。
- ・分野別の「平均点」をみると、図5のとおり、「条例宣言」が4.7点と飛びぬけて高く、次いで「I 人づくり」が4.3点で高く、さらに「II 暮らし」が4.1点、「V マネジメント」が4.0点と続いている。逆に、「VI 自治」が3.6点、「IV 環境」が3.8点、「III 経済」が3.8点と、比較的低くなっている。もっとも、「条例宣言」と「I 人づくり」を除くとその差は0.5点と小さく、いずれの政策分野も3.5点（100点満点換算で70点）をクリアしていることから、全分野で一定以上の水準を達成しているといえる。
- ・この平均点を昨年度と比較すると、図5、図6-1、図6-2のとおり「II 暮らし」が3.1点から4.1点に（1.3倍）、「I 人づくり」3.6点から4.3点に（1.2倍）、「III 経済」が3.3点から3.9点に（1.2倍）、それぞれ順調に上昇している。これに対して、「IV 環境」が3.6点から3.8点に、「V 自治」が3.4点から3.6点に、それぞれわずかな上昇にとどまり、上昇傾向が鈍化している。これらの分野は、県の努力だけでは実現できない政策を含んでいるために（政策23 温暖化対策、政策33 道州制、政策35 市町村合併など）、最終段階で達成度が「頭打ち」になっているものと考えられる。

#### 【全体の評点の分析】

- ・以上の48件の条例・政策の評点を合計すると199点(240満点中)であり、これを100満点に換算すると82.9点となる(政策別評点の平均は4.1点)。  
 $5点 \times 18件 + 4点 \times 19件 + 3点 \times 11件 = 199点$      $199点 \div (5点 \times 48件) = 82.9点$
- ・前年度は合計175点、100点換算で72.9点だったから、約1.14倍の伸びとなっている。平成19年度末から20年度末が1.54倍の伸び(39.6点→60.8点)で、20年度末から平成21年度末が約1.20倍の伸び(60.8点→72.9点)だったから、全体に上昇傾向がやや鈍化している(図7参照)。全体に達成度が高くなると、達成困難な政策があるために上昇率が鈍化することはやむを得ないと考えられるが、いずれにしても高水準の達成率になった。
- ・以上から、松沢知事2期目(4年間)のマニフェストの目標達成状況は、100点満点でおおよそ「83点」であり、良好であるといえる(平成22年12月末時点)。とくに厳しい経済・財政状況の下で、これらの諸施策を実現した知事、県職員、関係者等の取組みと努力を高く評価したい。
- ・特に、「条例宣言」については、知事の提案によって11本すべての条例を制定させている。この取組みは、自主立法権によって独自政策を展開するという地方分権の理念を実践するものであり、全国的にも参考になる取組みといえる。
- ・一方、概ね1/2程度の達成度(3点)にとどまった11本(22.9%)の政策については、十分な原因分析と推進方法の見直しが必要である。
- ・特に目標達成度の低い政策・方策の中には、障害者の生活支援(政策15)、若年失業率の改善(政策22)など、県民の生活に直結する重要課題が含まれている。そこで、政策別評価表(11頁以下)の評価結果の記載を参考にして、その原因を十分に検討し、さらに目標達成に近づけるよう努力していただきたい。
- ・また、当委員会では、2期目最後の評価に当たって、「別冊」のとおり、県職員を対象として「マニフェストに伴う県行政の変化等に関するアンケート」を実施した。これによると、知事のマニフェスト導入によって県行政の進め方や県職員の意識は変化したと認識されており、知事がめざした「県政改革」がある程度実現していることが裏付けられる。一方、県職員は、マニフェスト導入に伴う弊害や推進の問題点も感じていることから、知事と職員がコミュニケーションを図り、より相互理解を深める努力が重要であったと考えられる。この点も参考にしていきたい。
- ・なお、当委員会では、マニフェストの第3部「県民運動の提唱」と第4部「知事の行動宣言」についても点検を行った。全体としては「大変良好」または「概ね良好」と認められるが、「あいさつ一新運動」については県職員に浸透しておらず、さらなる努力が必要と考えられる。
- ・以上より、松沢マニフェスト(2期目)の進捗状況の評価結果として、次の結論を導くことができる。

#### 【結論】

- ・松沢知事2期目(平成19~22年度)のマニフェストの目標達成状況は、全体としては83点の出来であり、良好である(平成22年12月末時点)。
- ・とくに11本すべての条例を制定させた「条例宣言」の取組みは、高く評価できる。
- ・一方、達成度の低かった政策には、県民生活に直結する重要課題が含まれていることから、その原因を十分に分析し、さらに目標達成に近づけるよう努力していただきたい。

表2 分野別の評点状況（平成22年度末）

区分	条例宣言	I 人づくり	II 暮らし	III 経済	IV 環境	V マジック	VI 自治	合計【割合】
5点	8 (6)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	18 【37.5%】 (7/14.6%)
4点	3 (3)	4 (5)	4 (3)	2 (3)	2 (3)	1 (1)	3 (2)	19 【39.6%】 (20/41.7%)
3点	0 (2)	1 (3)	1 (2)	3 (3)	2 (2)	2 (3)	2 (3)	11 【22.9%】 (18/37.5%)
2点	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (3/6.3%)
1点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (0/0.0%)
0点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (0/0.0%)
総件数	11	8	7	7	5	5	5	48 【100%】
総評点	52 (48)	34 (29)	29 (22)	27 (23)	19 (18)	20 (18)	18 (17)	199 (175)
平均点	4.7 (4.4)	4.3 (3.6)	4.1 (3.1)	3.9 (3.3)	3.8 (3.6)	4.0 (3.6)	3.6 (3.4)	4.1 (3.6)
分野別評点	5点 (4)	4点 (4)	4点 (3)	4点 (3)	4点 (4)	4点 (4)	4点 (3)	—

※ ( ) 内は前年度 (21年度末) の状況を示す。

図2 評点別政策件数の変化

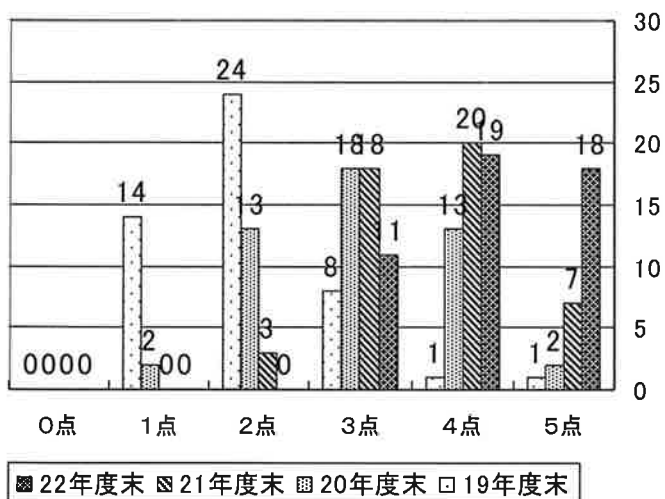


図3 評点別政策件数(構成)の変化

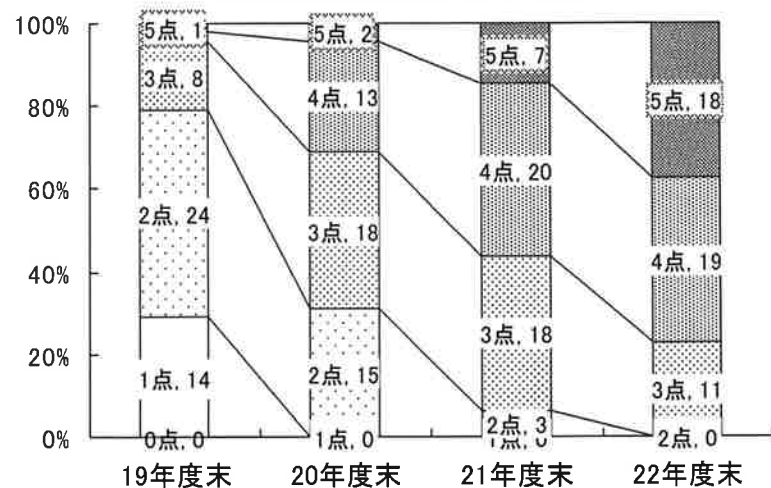


図4 分野別評点(構成)の状況

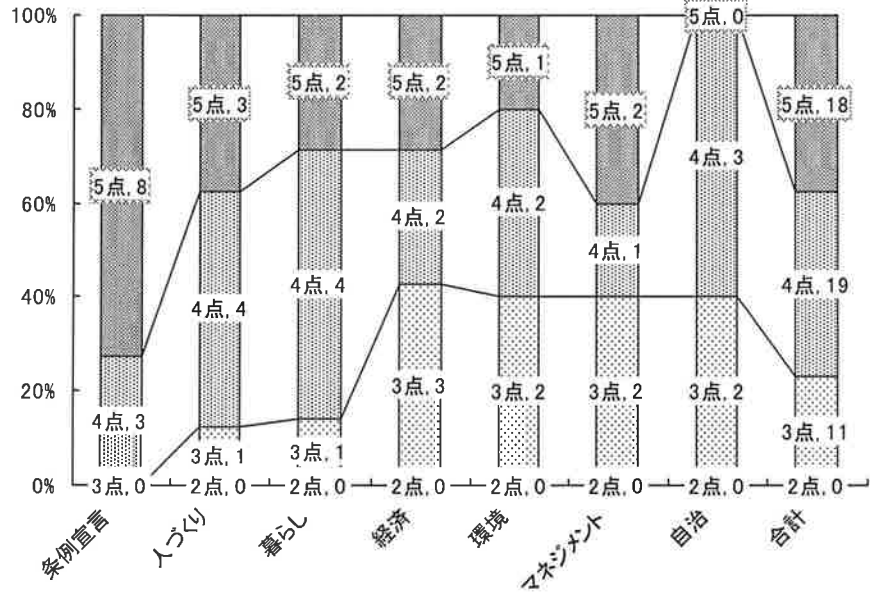


図5 分野別平均点の変化

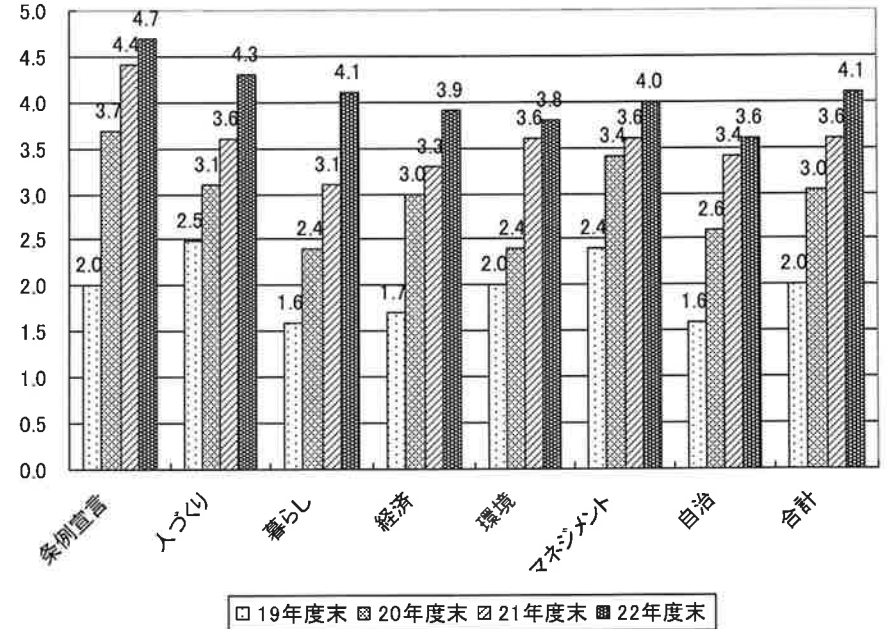


図6-1 分野別平均点の変化

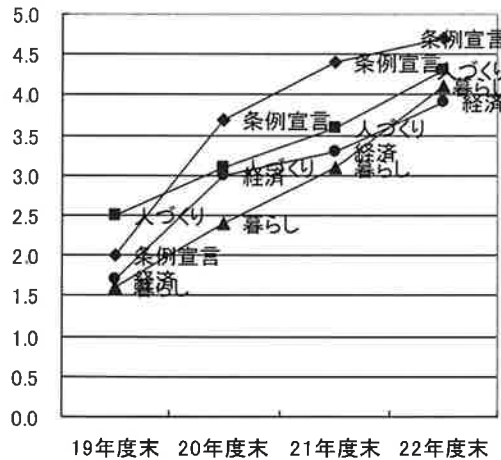


図6-2 分野別平均点の変化

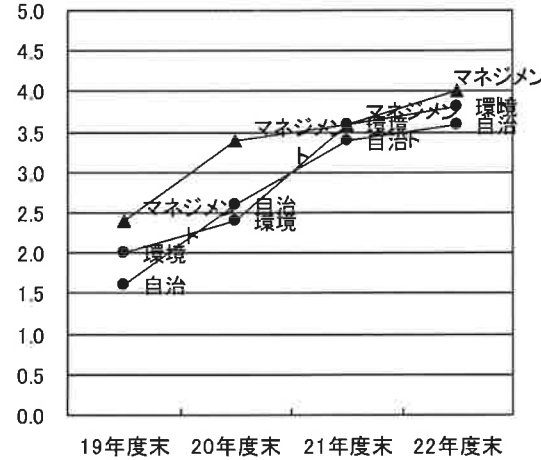


図7 総得点の変化(100点満点)

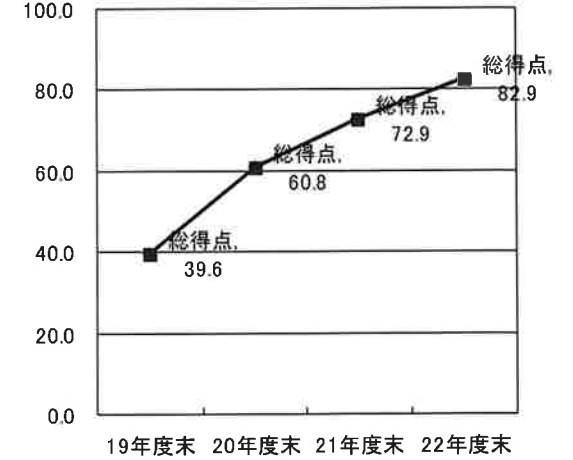


表3 分野別・政策別の評価結果一覧

	条例・政策名	評点(前年)	理由(要点)	平均点
<b>第1部</b>	<b>条例宣言(条例マニフェスト)</b>	5(4)	条例宣言に掲げられた11条例すべてが制定され、うち10条例が施行されたことは高く評価できる	<b>4.7</b>
1	公共的施設における禁煙条例	5(4)	条例が平成22年4月に一部を除き施行された。平成23年4月の罰則適用に向けた取組も行われている	
2	地球温暖化対策推進条例	5(5)	条例が平成22年4月に完全施行されたため	
3	遺伝子組換え農作物規制条例	5(4)	条例が平成23年1月に施行されたため	
4	犯罪被害者等支援条例	5(5)	条例が平成21年4月に施行されたため	
5	中小企業活性化条例	5(5)	条例が平成21年4月に施行されたため	
6	文化芸術振興条例	5(5)	条例が平成20年7月に施行されたため	
7	みんなのバリアフリー推進条例	5(5)	条例が平成21年10月に施行されたため	
8	県民パートナーシップ条例	4(3)	条例が平成22年4月に施行されたが、マニフェスト掲載事項が一部条例化されなかったため。(1点減点)	
9	県職員等不正行為防止条例	4(3)	条例は平成19年に施行。不正経理問題の顕在化により前回2点減点。対策が講じられたが、予防の観点から1点増	
10	知事多選禁止条例	4(4)	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていないため	
11	自治基本条例	5(5)	条例が平成21年3月に施行されたため	
<b>I</b>	<b>未来への人づくり</b>	4(4)	評点は昨年度と変わらず4点だが、平均点は3.6点から4.3点に上がっており、着実に進展している	<b>4.3</b>
1	県立学校の施設再整備	5(4)	子どもたちが安全・快適に学習できる環境の整備が推進され、養護学校の整備、学校施設の開放も実施された	5.0
2	教育行政のシステム改革	4(3)	外部評価システムが実施され、その他の取組みも継続されているが、全てにおいて目標未達である	3.8
3	新しい県立学校づくり	4(4)	クリエイティブ・スクールの本格導入等は評価できるが、特別支援教育とバウチャー制度は進捗状況・内容とも不明	4.5
4	教員の人材確保と育成	5(4)	身体障害者選考枠導入、社会人経験者の高等学校教科枠拡大等の多様な人材確保の取組みを大きく評価する	4.8
5	良き市民となるための教育	5(4)	22年度参議院選挙において全ての県立高校で模擬投票を実施したことを大きく評価する	4.7
6	スポーツ振興と部活動活性化	4(4)	かながわアスリートネットワークの創設・活動、外部専門家による部活動の支援活動は着実に進んでいる	3.9
7	地域ぐるみで子育て支援	4(3)	子育て支援プロジェクトは4年間で目標の50事業を達成した	4.0
8	いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3(3)	「学校緊急支援チーム」の派遣件数は各年度いずれも20件未満、いじめへの対応は低い水準にとどまっている	3.9
<b>II</b>	<b>安心な暮らし</b>	4(3)	治安の確保、基地対策は概ね実行。医療体制等の整備は着実に実施。障害者支援は数値目標の達成度が低い	<b>4.1</b>
9	日本一の治安の実現	5(4)	全体として達成度が高く、事業の継続が確保されている	4.9
10	基地対策の着実な推進	4(4)	環境特別協定の締結への動き等、知事の積極姿勢は評価されるが、ほとんど進展を見せなかった施策もある	4.3
11	がんに負けない神奈川づくり	5(4)	重粒子線治療装置導入への着実な取り組みは評価される	4.3
12	県立病院改革で医療向上	4(3)	県立病院の独立行政法人化、医療機関の体制等の整備は評価されるが、医療の質の向上への対策が遅れた	4.2
13	介護人材育成と産科医療充実	4(2)	介護職員の独自の認定研修制度は評価できる。また、異なるデータだが、産科医数の増員傾向が見られる	3.7
14	高齢者の介護充実と虐待防止	4(3)	介護施設の充実と各種研修制度の継続実施を評価	3.8
15	障害者の地域生活支援	3(2)	継続・進展を見せる事業もあるが、数値目標が未達であり、全体として道半ばである	2.9
<b>III</b>	<b>強い経済</b>	4(3)	諸方策が着実に進捗していること、景気悪化に対し可能な限り緊急的対策を講じていることから、4点とした	<b>3.9</b>
16	インベスト神奈川で産業競争力強化	3(2)	方策は着実に実績を重ねているが、企業誘致数の達成度は概ね50%で、新規求人件数は減少傾向にある	3.2
17	羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	4(4)	グランドデザインとそれにもとづく諸方策は評価できるが、連絡路事業についての進展は不十分	4.0

18	高速交通ネットワークの整備	3 (3)	県としては様々な取り組みを実施しているものの、道路整備等の達成度から3点と判断	3.2
19	中小企業の支援強化と活性化	4 (4)	全体に順調に進捗しているが、新たに顕著な進捗があったとは判断できないため、前年度同様の評点とした	4.5
20	かながわツーリズムの新展開	5 (4)	各方策の効果は今後判断する部分が残るが、入込観光客数が5年連続して過去最高を更新していることを評価	4.8
21	地産地消とブランド化で農水産業振興	5 (3)	大型直売センターの設置が目標を達成する見込みとなり、各方策の進捗もおおむね順調のため	4.8
22	産業人材育成と就職支援	3 (3)	方策は全体的に着実に進捗しているが、目標の達成状況は悪化している	3.5
IV	豊かな環境	4 (4)	温暖化対策条例は制定したが、CO2削減は進んでいないなど、諸事業は進展しているが、成果面で課題もある	3.8
23	神奈川発・地球温暖化対策	3 (3)	温暖化対策推進条例制定という目標は達成したが、二酸化炭素排出量の削減は進まず、目標達成は難しい	3.2
24	究極のエコカー電気自動車の開発普及	5 (4)	電気自動車 (EV) は市販が開始され、神奈川県はEVの先進県として高い評価を受けている	4.9
25	環境共生の都市づくり	4 (4)	「みどりのスペース」や「里山竹林保全再生モデル地区」は目標をほぼ達成	4.1
26	なぎさと川の保全・再生	3 (3)	海岸浸食対策計画は平成22年度中に策定予定	3.3
27	丹沢大山の再生と花粉症対策	4 (4)	継続事業を含めて事業は着実に進展している。目標①は「50年構想」だが、それ以外は目標を達成した	4.4
V	先進のマネジメント	4 (4)	平均点は3.6から4.0に上昇。政策31が進展した。政策28ではプライマリーバランス黒字化を達成と判断	4.0
28	新たな行財政改革でスマートな県庁	5 (5)	プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、第3セクター法人数の半減など4つの目標をすべて達成	4.9
29	県民と協働する県政	3 (3)	県民公募委員の配置は進んでいない (22年1月現在達成率33.3%)	2.8
30	政策主導の組織マネジメント	4 (4)	すべての部局長が部局政策宣言を策定し、達成状況を自己評価し報告・公表していることを大きく評価する	4.5
31	新時代の人材マネジメント	5 (3)	管理職登用試験、キャリア開発センター、キャリア選択制 (複線型人事制度) を導入したことを大きく評価	4.4
32	かながわブランド戦略	3 (3)	21年4月からかながわブランド・プロモーションの展開が始まり、「かながわスタイル」の公開から2年が経過	4.2
VI	新しい自治	4 (3)	着実に取組が進んだ。目標未達成もあるが、県単独では実現できないこと等を考慮して小数点以下を加点	3.6
33	分権改革と道州制の推進	3 (3)	条例がすべて制定されたが、その他は国の対応によるものが多く、継続的に取り組まれているが、道半ば	3.7
34	首都圏連合と山静神三県連合の展開	4 (4)	目標、具体的方策とも、継続的に取り組んでいるが、新たな展開に乏しく、効果が見えてこない面もある	4.2
35	市町村合併と政令市移行支援	3 (3)	相模原市の政令市移行や市町村への権限移譲の推進は評価。県西部の合併が白紙となり、達成は困難となった	3.4
36	協働型社会かながわの創造	4 (4)	ボランティア条例の制定ほか、着実に進行している。サポートセンターの機能・組織強化が図られている	3.7
37	自治体外交の展開	4 (3)	各方面で自治体外交を展開し、外国籍県民への支援策が進みつつある。県民が積極的に関わる自治体外交を	3.5
第3部 県民運動の提唱		—	—	
①	あいさつ一新運動	—	【課題がある】各方面で運動を展開されていることは高く評価できるが、県職員の挨拶が実感できなかった	
②	コミュニティ体操推進運動	—	【概ね良好】多彩な活動が進展していることは評価できるが、県民に3033運動が根付いたとは実感として言い難い	
③	もったいない実践運動	—	【概ね良好】登録数は目標の100,000人に対して84,374人を達成。前知事時代よりも運動として前進している	
第4部 知事の行動宣言		—	—	
①	ウィークリー知事現場訪問	—	【大変良好】目標200箇所に対して223箇所 (112%) を達成。HPでの候補地募集からの情報公開のサイクルもよい	
②	マンスリー知事学校訪問	—	【大変良好】目標50ヶ所に対して48箇所 (96%) を達成。教師、生徒、保護者との対話は高く評価できる	
③	県民との対話ミーティング	—	【大変良好】目標40回に対して45回 (113%) を達成。高校生の参画など若い世代とのコミュニケーションも評価	

※右端の「平均点」は、各「分野」を構成する「政策」の評点の平均点、または各「政策」を構成する「目標・方策」の評点の平均点を、それぞれ示す。

### (3) 県民モニター委員の意見

- マニフェストの進捗評価に県民の意見・実感を反映させるため、委員会では、県民からの公募に基づいて「県民モニター委員」（60名）を委嘱し、県民の目線で知事の実績を評価することを依頼している。今回も、県民モニター委員の意見を聴いたところ、その概要は次のとおりであった（回答：19名。詳細は資料編・資料2参照）。これらの評価は、過去3年間の取組みに対する印象による評価であり、資料に基づく正確な評価ではないが（ただし、希望者には関係資料を送付）、マスコミ等を通じて形成される県民の受けとめ方・印象を示す貴重なデータと考えられる。
- まず、知事の実績全体をどう評価するかについて、5段階で尋ねたところ、図8のとおり、「80点以上」がもっとも多く10名（52.6%）、次いで「60～80点」が8名（42.1%）、「20～40点」が1名（5.0%）となった。この評点は、委員会の評点と異なり、その時点までの取組みに対する評価であり（つまりその時点ごとに100点満点で評価）、年度ごとに増減するものである。前年度は、「80点以上」が6名（37.5%）、「60～80点」が8名（50.0%）、「40～60点」が2名（10.0%）であったため、評価が上がった。仮に「80点以上」を「90点」、「60～80点」を「70点」…というように中間値で点数化して平均点を出すと、22年度末の評点は「78点」であり、委員会の評価結果とほぼ符合する。いずれにしても、全体としては高く評価されているといえる。
- 次に、分野別の取組みをどう評価するかについて5点満点で尋ねたところ、その平均点は「条例宣言」がもっとも高く（4.3点）、次いで「I 人づくり」が高い（4.0点）。これに対して、「II 福祉」がもっとも低く（3.5点）、次いで「IV 環境」と「VI 自治」が低くなっている（3.6点）。これも、委員会の評価と概ね符合している。
- 全体として、県民モニター委員の受けとめ方としても、知事のマニフェストへの取組みは良好と評価されているといえる。

図8 県民モニター委員の評価(全体)

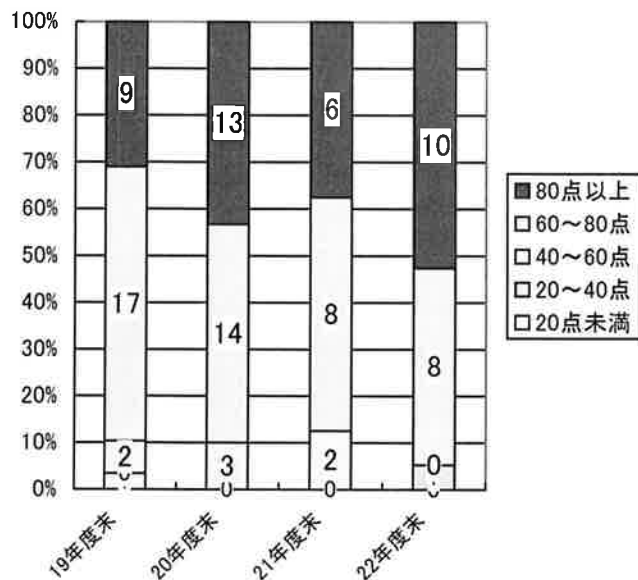
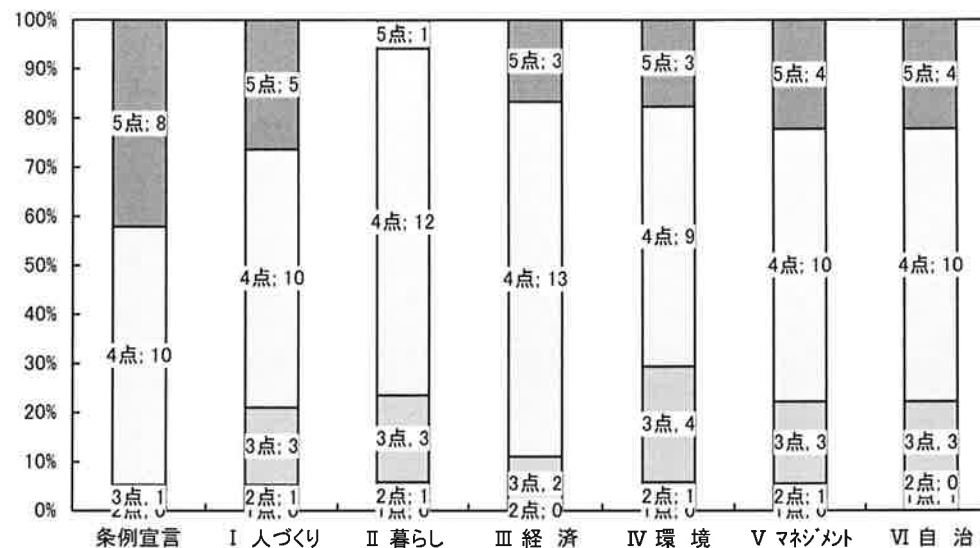


図9 県民モニター委員の評価(分野別)



## 2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）

委員会の設置目的のひとつに、「マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること」が掲げられているように（設置要綱2条3号、資料編参照）、マニフェストの意義は、個々の政策目標を実現するだけでなく、これまでの行政のあり方を見直し、県民の視点に立って成果重視の新しい行政運営のスタイルを構築することにあると考える。そこで委員会では、各政策の進捗状況の評価だけでなく、松沢マニフェストの導入によって県政運営が全体としてどのように変わったか、またどのような課題が残っているかについても、点検評価を行ってきた。その一環として、最終年度においては県職員に対してアンケート調査を行い、マニフェストが求める行政スタイルがどこまで県庁に浸透したのかを探ることとした。以下においては、これらの検討結果について委員会の所見を述べるとともに、今後の課題について提言したい。

### (1) マニフェスト推進上の課題

- ・松沢知事2期目のマニフェストの進捗状況は、11本の条例宣言がすべて実現したことに象徴されるように、良好と評価できる。しかし、条例は制定が目的ではなく、条例の目的が達成されて初めて意味があるものである。それを象徴する出来事が「県職員等不祥事防止対策条例」制定後に明らかになった大規模な不正経理問題である。知事におかれては条例の制定だけで満足せず、目的達成までしっかりと行政部門を指揮することをお願いしたい。
- ・一方、マニフェストの進捗状況の評価に当たっては、進捗度をはかるための数値が不明確な分野がまだ多くあり、数値がでている分野でもタイムリーに把握できていないものがある。県の担当部門には、必要であれば県独自に調査を行い、統計データを整えて県民に広く公表する努力を求めたい。
- ・職員アンケートの結果をみると、一般職員を含む多くの職員がマニフェストを意識していると回答しており、マニフェストは着実に県行政に定着してきていると判断される。一方、県庁改革については「わからない」とする回答が大半を占めたものの、部局長級では半数近くが「良い効果があった」と高い評価を下している。もっとも、リーダー級職員では約4分の1が「悪い効果があった」と回答しており、マイナス面の克服が今後の課題となろう。また、組織運営への影響について個別に尋ねたところ、「効果があった」とする回答は、知事や部局長のリーダーシップの強化、政策形成機能の強化、「成果主義」の発想の浸透、「コスト意識」の浸透、議会と執行機関の政策論争の活性化、県民の県政への関心の高まり・県民との対話の促進の各項目では過半数を超えたが、「一般職員の自主性・自発性の発揮」については4割程度にとどまっていることに注意する必要がある。

### (2) 県庁改革のさらなる推進について

- ・プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、第3セクターの半減、県税事務所の事務の外部委託はすべて目標を達成するなど、県庁改革は大きな成果をあげていると評価できる。また、すべての部局長が「部局政策宣言」（部局長マニフェスト）を策定し、その達成状況を報告・公表するなど、政策主導のマネジメントが実現していることも高く評価したい。しかし、その一方で、すべての現場でマネジメント・サイクルが確立しているかについてはいまだ疑問が残るところである。今後はマニフェスト以外の多くの事務事業や現場においてもマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが課題である。
- ・とりわけ平成22年度に導入した管理職登用試験と複線型人事制度、職員キャリア開発センターによるキャリア支援は他県に先駆けた新しい取り組みであり、成果を上げるためには全庁的な取り組みが必要である。改革の理念を忘れずに、初志を貫徹する覚悟で臨んでほしい。

### 3 分野別・政策別の評価結果

松沢マニフェストの分野別（7分野）、政策別（48本）および県民運動の提唱等（6本）の評価結果は、以下のとおりである。なお、評価表の見方については、下記の【参考】を参照していただきたい。

#### 【参考】評価表の見方（記載要領）

##### 1) 分野別点検評価表について

- ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したものである。
- ・「1. 政策別評価の結果（まとめ）」には、政策別の評価結果の要点をまとめた。
- ・「2. この分野の評価」には、当該分野の実現状況について、評点（5点満点）を算出し、その理由を記載した。
- ・「3. 今後の課題その他」には、当該分野の進捗状況について今後の課題や概括的なコメントを記載した。

##### 2) 政策別評価表について

- ・本表は、マニフェストの内容から県の取組み状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての評価結果を記載するものである。この1枚で当該政策（または条例）に関する情報を集約しており、作業記録としての役割も持っている。
- ・「1. マニフェストの内容（要点）」には、マニフェストの内容について要点を記載した。「具体的方策」については、原則として見出しのみを記載し、必要がある場合（複数の内容が記載されている場合等）にのみ本文部分も記載した。
- ・「2. 総合計画等の位置づけ」では、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出して記載した。神奈川県では、県政運営の基本方向について次の3つの計画・方針に分けて策定しており、マニフェストの政策はこのいずれかの計画・方針に記載されている。
  - ①「神奈川力構想・実施計画」（平成19年7月決定）（とくに主要施策・戦略プロジェクト）
  - ②「地域主権実現のための基本方針」（同上）
  - ③「行政システム改革基本方針」（同上）
- ・「3. 政策実現への取組み」では、政策の実現に向けて施策・事業など県として行っている取組みの状況（事実関係）を記載した。これについては、県からの提供資料（メモ、関連資料等）と委員によるヒアリング結果及び文書による質疑応答結果をもとに記載した。
- ・「4. 評価結果」では、「(1)評点」「(2)各目標・方策の評点」「(3)今後の課題その他」を記載することとした。「(1)評点」では、政策全体の実現状況について評点（5点満点）をつけ、その理由を記載した。「(2)各目標・方策の評点」では、政策を構成する「目標」と「具体的方策」の実現状況について、あらかじめ定めた評価基準に基づいて評点（5点満点）をつけ、その理由を簡単に記載した。(1)の政策全体の評点は、この評点をもとに算出したものである。「(3)今後の課題その他」では、政策を実現するための課題や委員会の所見を記載した。

## 分野別評価表（第1部 条例宣言）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
条例	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点： 5点（5点満点）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任期中に条例宣言に掲げられた 11 条例すべてが制定され、うち 10 条例が施行されたことは非常に高く評価できる。マニフェストに沿って着実に取り組んできた成果と言える。</li> <li>「条例9」については、条例は試行され、不正経理問題への対処も厳格に行われているが、この問題が顕在化したことは県政の信頼を揺るがす大問題であり、不正防止の観点からも満点評価をすることはできないと判断した。</li> <li>その他、「条例8」と「条例10」は4点としたが、条例8については今後の運用において県民の広い協働が図られることが期待できること、条例10については県としてできうる対応を行い条例の制定も果たしていることを踏まえ、条例宣言に関する総合評価としては、5点とするのが相当と判断した。</li> <li>「条例8」の成果である「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を的確に運用し、ボランティア団体との協働を進めるとともに、条例より一歩進め、県民や企業等との協働にも踏み出すことが不可欠である。</li> <li>「県職員等不正行為防止条例」については、職員の不祥事防止対策に万全を期し、県民の信頼回復を計ることが急務である。</li> </ul>	
条例1 公共的施設における禁煙条例（仮称）	5点	条例が平成22年4月に一部を除き施行された。平成23年4月の罰則適用に向けた取組も行われている。	厳格な罰則の適用とともに、パトロール実施状況の把握などにより効果を検証し、適確な運用を図られたい。		
条例2 地球温暖化対策推進条例（仮称）	5点	条例が平成22年4月に完全施行されたため	条例に基づく計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の指導・助言、支援等を着実に推進されたい。		
条例3 遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称）	5点	条例が平成23年1月に施行されたため	作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われるよう取り組まれたい。		
条例4 犯罪被害者等支援条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	充実した支援、県民・関係団体・市町村との連携等、適正に運用されたい。		
条例5 中小企業活性化条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	神奈川県中小企業活性化推進計画の実現に向け、着実に取り組まれたい。		
条例6 文化芸術振興条例（仮称）	5点	条例が平成20年7月に施行されたため	条例・文化芸術振興計画に基づき充実した施策の展開が求められる。		
条例7 みんなのバリアフリー推進条例（仮称）	5点	条例が平成21年10月に施行されたため	バリアフリー街づくりの推進に向けた取組の一層の展開が期待される。		
条例8 県民パートナーシップ条例（仮称）	4点	条例が平成22年4月に施行されたが、マニフェスト掲載事項が一部条例化されなかったため。（1点減点）	ボランティア団体との協働を積極的に進めるとともに、県民、企業との協働にも取り組む必要がある。		
条例9 県職員等不正行為防止条例（仮称）	4点	条例が平成19年10月に施行されたが、不正経理問題の顕在化により前回2点減点した。対策が講じられたが、予防の観点から1点増とする。	不正経理問題を教訓に、条例が厳正・的確運用され、不祥事根絶につながり、県民に信頼される権を実現すように不断の努力をされたい。		
条例10 知事多選禁止条例（仮称）	4点	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていないため	地方自治基本法制定を含む法制化に向けた働きかけを強めることを期待する。		
条例11 自治基本条例（仮称）	5点	条例が平成21年3月に施行されたため	自治基本条例が画餅に帰すことのないよう、県民への普及啓発活動を含め、県全体で取組みが不可欠である。		
平均点	4.7	—	—		
（参考） 条例サンセットシステムの導入		平成21年度中に全条例の見直し完了。平成21年度に13条例、平成22年度に34条例の改廃が実現した。	今回の見直しをもって対応を終了するのではなく、一定期間経過後、改めて全条例に見直しが必要である。		

## 政策別評価表（条例－１）

条例１（公共的施設における禁煙条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>受動喫煙による健康への影響を防止し、公共スペースにおける快適な環境をまもるとともに、「がんへの挑戦・10か年戦略」を推進するため、官公庁施設、駅、病院、学校等の公共的施設における喫煙を禁止する条例の制定をめざします。対象施設の範囲や罰則の有無については、今後県民の皆様のご意見を聴いて定めます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト11「安心してくらす地域保健・医療体制の整備」）</p> <p>・構成事業4「生涯を通じた健康づくり」の取組内容「公共的施設における禁煙条例（仮称）の制定」（H19：調査・検討、H20：検討・条例制定、H21：条例施行・運用）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。（20年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙に関する県民意識調査及び受動喫煙に関する施設調査の実施（H19.10～11）</li> <li>・公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の設置・運営（H19.11～）</li> <li>・ふれあいミーティングにおける意見聴取（県内8か所。H19.10～12）</li> <li>・知事と施設管理者との意見交換会（H20.2）</li> <li>・知事とたばこ製造・販売事業者との懇談会（H20.3）</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の基本的考え方発表（H20.4）</li> <li>・条例の基本的考え方に係るパブリックコメント募集（H20.4～5）</li> <li>・海外先進事例調査（香港。H20.4）</li> <li>・知事と（財）県生活衛生営業指導センターとの意見交換会等（H20.6、7）</li> <li>・ウイークリー知事現場訪問（パチンコ店、飲食店等 H20.7、8）</li> <li>・海外先進事例調査（アイルランド、H20.9）</li> <li>・骨子案発表（H20.9）、条例の目的を明確にするため、条例名を「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に変更</li> <li>・骨子案に係るパブリックコメント募集（H20.9～10）</li> <li>・知事との県政トーク開催（H20.10）</li> <li>・県政モニター県政課題アンケート実施（H20.10）</li> <li>・受動喫煙防止対策に関する飲食店及び宿泊施設に対する意識調査実施（H20.10）</li> <li>・ウイークリー知事現場訪問（バー、レストラン H20.11）</li> <li>・条例素案発表（H20.12）</li> <li>・条例素案（修正版）発表（H21.1）</li> <li>・県民タウンミーティング開催（H21.1）</li> <li>・条例案発表（H21.2）、県議会2月定例会に提案、可決・成立</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年4月の条例施行に向けた周知活動を実施</li> <li>・条例施行規則公布（H21.7）</li> <li>・施設管理者向け条例説明会実施（H22.2末で約450回開催）</li> <li>・県民向け条例周知キャンペーン実施（H21.5から各地で開催）</li> <li>・条例応援団制度制定（H21.11）、条例協力店制度制定（H22.2）</li> <li>・「スモークフリー」トライアル週間実施（H22.2.4～H22.2.10）</li> <li>・受動喫煙防止県民フォーラム（H22.2.6 湘南台文化センター）</li> <li>・条例施行直前キャンペーン（H22.3.25～3.31）</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き条例施行の更なる周知とH23.4の全面施行に向けた周知活動を実施</li> <li>・戸別訪問、通報に対する状況確認、事業者等への条例説明会、施設管理者向け分煙技術相談会等</li> </ul> <p>・H23.4に全面施行（罰則の適用）</p>	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年3月に条例を公布し、平成22年4月に一部を除き施行している。</li> <li>罰則規定の一部が平成23年4月1日施行となっており、現時点では未施行部分はあるが、積極的な周知活動を含め、適正な条例運用に努めていることや、完全施行に向けた取り組みも行っていることから、評価基準に照らしても、5点として差し支えないと判断した。</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙の防止という条例の目的に立ち返り、単に周知活動にとどまらず、目的実現に向け、関係者等と連携しつつ多面的な取り組みを展開されたい。</li> <li>・平成23年4月に罰則規定が適用されるが、条例の実効性を確保する意味でも、厳格な罰則の適用を期待する。</li> <li>・条例施行後、相当数の通報や相談、意見等へ対応されているが、条例の更なる実効性の確保を図るよう、施設パトロールの実施状況の把握などにより、効果を検証し、適確な運用を図られたい。</li> <li>・受動喫煙防止については、国も動きを見せているが、これと呼応し公共的施設の禁煙化も含めたさらなる取り組みが期待される。</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－２）

### 条例２（地球温暖化対策推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化対策を行うために、県・県民・企業の責務、事業活動におけるエネルギー管理や環境配慮、家庭生活における対策等を定めるとともに、温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を推進する条例の制定をめざします。これにより、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」（2006年6月改訂）の二酸化炭素排出量の削減等の目標達成をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組む事業の記載「2007年度中を目途に『神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）』を制定」</li> </ul>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定した。（21年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19年3月に「地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、条例の制定を含め、本県の実施する地球温暖化対策について検討を開始。</li> <li>・19年7月、県政モニター会議、県政モニターアンケート、及びeかなネットアンケートを利用して県民意識調査を実施。</li> <li>・中間的な委員会案「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」を作成。20年1月21日から2月20日にかけて、県民意見募集を行うとともに、2月12日に県民集会を開催。</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年6月に、検討委員会による条例の最終案を県に提出。（その後、検討委員会で議論した他のテーマの報告書とともに、同年9月に統合報告書が県に提出）</li> <li>・20年10～11月に「地球温暖化対策推進条例骨子案」について県民意見募集を実施。</li> <li>・また、意見募集と同時期に、地球温暖化をテーマに、「知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング」を県内8会場で実施。</li> <li>・検討委員会案や県民意見等を踏まえて「地球温暖化対策推進条例案」を取りまとめ、21年2月に県議会2月定例会に提案（継続審査）。</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年6月定例会で可決、成立。</li> <li>・21年7月に公布の後、同年10月1日に一部施行。22年4月1日に全面施行。</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.4より同条例に基づく「事業活動」「建築物」「特定開発事業」にかかる計画書制度の受付を開始するとともに、9月より「かながわ地球温暖化対策大賞」募集開始</li> </ul>	<p>(1)評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月に条例が完全施行されたため。（前回評価段階で5点の評点）</li> </ul> <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化は深刻さを増し、地域にとっても重要な喫緊の課題である。条例に基づく地球温暖化対策計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の地球温暖化対策への指導・助言、支援等を着実に推進し、条例の効果を上げ、神奈川県が先頭に立って地球温暖化対策を推進されたい。（前年度と同様）</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－3）

### 条例3（遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>遺伝子組換え農作物の栽培によって、人の健康や生物多様性など環境に影響を与えるおそれがあり、消費者の不安を招いていることから、こうした影響を防止し県内農産物への信頼性を確保するため、これらの栽培に許可等を要することとし、分別管理の徹底、拡散の防止等の措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成事業3「遺伝子組換え農作物の栽培規制による県内産農産物の品質の確保」の取組内容「条例の制定、運用」（H19：検討・制定、H20～：運用）</li> </ul>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「遺伝子組換え作物交雑等防止条例」を制定した。（21年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催（検討委員会 H19/5/30, 8/1, 11/16 計3回、専門部会 H19/7/6, 8/24 計2回）</li> <li>関係する団体等への説明会を開催（H19/10/20～11/7の間 計7回）</li> <li>20年2月県議会に検討委員会等での検討状況を報告。</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業技術センターにおいて交雑防止基準の確立試験を実施。</li> <li>検討委員会での意見や食の安全・安心推進条例（仮称）の検討状況を踏まえ、条例の目的、制度設計について検討。</li> <li>遺伝子組換え農作物の規制について市町村アンケートを実施。</li> <li>遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催。（検討委員会及び専門部会 H21. 3. 30）</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心の確保推進条例（案）の検討状況を踏まえ、法的、技術的な観点から遺伝子組換え作物の栽培規制に対する課題を整理し、検討委員会を開催（H21. 3. 30、H21. 5. 13）。</li> <li>遺伝子組換え作物の栽培規制に関する意見交換会の開催（H21. 8. 10、8. 11）。</li> <li>遺伝子組換え作物の栽培規制に関するアンケート調査の実施（H21. 8. 10～28）。</li> <li>遺伝子組換え作物交雑等防止条例（仮称）骨子案及びガイドライン案を常任委員会等へ報告（H21. 9）。</li> <li>条例骨子案及びガイドライン案の県民意見募集の実施（H21. 10. 16～11. 16）。</li> <li>関係団体等に対し条例骨子案等説明会の開催（H21. 10. 27、10. 30）。</li> <li>条例素案を常任委員会等へ報告（H21. 12）。</li> <li>遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインの策定・施行（H22. 1. 4）。</li> <li>関係団体等に対し条例素案説明会の開催（H22. 1. 14）。</li> <li>神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例案を22年第1回定例会へ提案（H22. 2）、可決。</li> <li>施行規則案の概要に対する県民意見募集の実施（H22. 7. 23～8. 23）</li> <li>関係団体等に対し施行規則案説明会の開催（H22. 8. 4、8. 5）</li> <li>交雑等防止基準設定に係る学識経験者意見聴取の実施（H22. 8. 31～9. 13）</li> <li>第3回定例会環境農政常任委員会へ条例施行に係る取組状況を報告（H22. 9）</li> <li>施行；平成23年1月1日</li> </ul>	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年1月に条例が施行されたため。</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われ、条例の実効性が確保されるよう、取り組まれない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（前年度と同様）</p>

## 政策別評価表（条例－４）

条例４（犯罪被害者等支援条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>犯罪被害者やその家族は、犯罪によって健康や生活面で厳しい状況に置かれています。犯罪被害者等基本法（平成17年制定）をふまえて、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざします。これにより、犯罪の抑止→取締→被害者支援の一連の総合的対策が可能となります。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してらせる地域社会づくり」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の取組内容「犯罪被害者等への支援」の「条例の制定」（H19：検討[有識者懇談会の設置、条例素案等の検討]、H20：制定、H21：施行）</li> </ul>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定した。（20年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全・安心まちづくりセンター」を開設（H19.6）し、犯罪被害者等支援総合相談窓口を開設。メールによる相談も開始。</li> <li>・犯罪被害者等支援施策及び犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について、専門の見地から意見を聴取することを目的に「犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」を設置（H19.6）。（5回開催）</li> <li>・懇談会の検討に資するため、犯罪被害者等に対する意識調査を実施（H19.9）</li> <li>・懇談会において犯罪被害者等からの意見聴取を実施（H19.10）</li> <li>・神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム（H19.11）を開催。</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者懇談会から、県として充実すべき施策と条例制定についての提言を受領（H20.5）</li> <li>・20年6月には、有識者懇談会からの提言や犯罪被害者等の意見を踏まえて、条例の基本的考え方をまとめ、県民意見募集を行うとともに、20年6月県議会に報告。</li> <li>・20年9月には、県民意見を反映させた条例素案を策定し、9月県議会に報告</li> <li>・平成20年12月県議会に条例案を提案（継続審査）</li> <li>・平成21年2月県議会において可決・成立。</li> <li>・平成21年2月県議会に支援推進計画案を報告し、3月に支援推進計画を策定。</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.4.1に条例を施行。</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援計画に基づき県民意見募集を行い、支援施策検証委員会を設置、検証結果報告書を受領（H22.5～8）</li> <li>・サポートステーション相談件数1,415件、月平均94.3件（H21.6～H22.8末まで）</li> <li>・支援件数は、法律相談73件、生活資金貸付4件、緊急避難場所提供2件、カウンセリング932件、直接支援368件の合計1,379件</li> </ul>	<p>(1) 評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点）</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例および計画に基づいて、充実した支援が行なわれるよう、適正に運用されたい。</li> <li>・安全・安心まちづくり条例や個別の取り締まりなどと、一体的、総合的に運用することで、相乗効果を生み出すことが期待される。</li> <li>・条例の実効性を高めるために、県民、関係団体、市町村との連携をさらに深めつつ、取組みを継続されたい。（前年度と同様）</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－５）

### 条例５（条例５ 中小企業活性化条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川の中小企業は、全国トップクラスのものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。変動する経済環境の中で、意欲ある中小企業の経営の安定と活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化、技術開発等の促進、金融の円滑化、人材の確保等の支援施策を定めるとともに、県の責務や中小企業の努力等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&amp;Dネットワーク構想の本格的展開」）</p> <p>・構成事業1「「中小企業活性化条例（仮称）」の制定」（H19:調査・検討、H20:制定、H21～:事業展開）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県中小企業活性化推進条例」を制定した。（20年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ産業活性化懇話会での検討（H19.9～H20.3 4回開催）</li> <li>・中小企業、中小企業団体等との意見交換会を実施（H19.10～H20.3 31回開催、意見数822件）</li> <li>・県議会への報告（H19.9:策定方針、H20.2:骨子（案））</li> <li>・中小企業活性化条例骨子の作成（H20.3）</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例骨子に対するパブリックコメントの実施（H20.4～5 意見交換会5回開催、意見数延べ202件）</li> <li>・かながわ産業活性化懇話会での検討（H20.4～9 2回開催）</li> <li>・県議会への報告（H20.6、8:素案について）</li> <li>・条例素案に対する説明会を実施（H20.7 中小企業団体等8回開催 H20.9 県内理工系11大学訪問）</li> <li>・県議会9月定例会に提案、可決・成立</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県中小企業活性化推進条例は、平成21年4月1日施行</li> <li>・同条例の規定に基づき、県民、中小企業者、中小企業団体、有識者等で構成された神奈川県中小企業活性化推進審議会を4月1日に設置</li> <li>・6月4日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）の策定について、諮問の上、審議</li> <li>・6月25日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）について答申</li> <li>・同条例に基づく「神奈川県中小企業活性化推進計画」を6月に策定</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県中小企業活性化推進審議会において、計画に掲げられた目標の達成状況や事業の進捗状況について審議</li> <li>・6月2日 神奈川県中小企業活性化推進計画・平成21年度構成事業実績等について審議</li> <li>・7月5日 神奈川県中小企業活性化推進計画・平成21年度構成事業実績等に対する評価を提出</li> </ul>	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点）</li> </ul> <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の運用について、毎年度終了後に、中小企業活性化推進計画に位置づけられている目標の達成状況や事業の進捗状況について確認を行い、神奈川県中小企業活性化推進審議会による評価等を踏まえて翌年度の事業の改善に反映させていくこととしている。条例を作りっぱなしにしない対応として評価できるので、さらに計画の実現に向け、着実に取り組まれない。（前年度と同様）</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－6）

### 条例6（文化芸術振興条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川県はこれまでもすぐれた文化芸術をはぐくんできましたが、さらに若手クリエイターの育成などによって新しい文化芸術の創造を支援する必要があります。文化芸術の振興によって魅力ある創造的な地域をつくるため、文化芸術をめぐる関係者の責務と役割、基本施策、人材の育成、県民による文化活動の支援、文化芸術振興会議の設置等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」</p> <p>・構成事業1「文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けた取組み」（H19:素案（条例案の検討）、H20:制定（6月議案提案））</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県文化芸術振興条例」を制定した。（20年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に関して、有識者からの意見聴取を目的とした「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」を開催（4回。4/23、5/14、9/12、12/21）。</li> <li>・市町村（7.18）、文化活動団体から意見を聴取（アンケート調査、7～8月、237団体）し、「条例の基本的考え方」を取りまとめ。</li> <li>・「条例の基本的考え方」に関して、県民意見反映手続による意見募集を実施（10/29～11/30）。</li> <li>・「条例の基本的考え方」に関して、県民フォーラムを開催（11/27）</li> <li>・平成20年2月県議会に条例の素案を報告。</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会6月定例会で「神奈川県文化芸術振興条例」可決、公布、施行（H20.7.22）</li> <li>・条例に基づき、「神奈川県文化芸術振興審議会」を設置（H20.9.1）</li> <li>・審議会で、文化芸術振興計画を審議（3回 H20.9、11、H21.3）</li> <li>・平成20年12月県議会へ計画素案を報告</li> <li>・計画素案について、県民意見反映手続による意見募集を実施（H20.12～H21.1）</li> <li>・平成21年2月県議会へ計画案を報告</li> <li>・「かながわ文化芸術振興計画」を策定（H21.3月末）</li> <li>・計画に基づき関連施策を実施</li> </ul>	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年7月に条例が施行されたため。 （前回評価段階で5点の評点）</li> </ul> <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興計画の適確な進捗管理を行い、条例を絵に描いた餅に終わらせないよう、着実に取り組まれない。</li> <li>・県単独で文化・芸術の振興を実施するだけでは効果は限定的となることから、関連施策の実施に当たっては、文化芸術振興計画に記載されているとおり、さまざまな文化・芸術活動主体と連携・協働することが肝要である。</li> <li>・すでに文化団体（NPO）、市町村などの共催方式等で実施している伝統芸能などの公演、演劇・音楽などのジャンルを超えた舞台芸術作品の公演、指導者育成などの取組みをさらに拡大し、神奈川の文化芸術の振興に取り組まれない。 （前年度と同様）</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－7）

### 条例7（みんなのバリアフリー推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>これまで街や建築物のバリアフリー化が進められてきましたが、さらにだれもが自由に移動し社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」の街づくりが求められています。新バリアフリー法の制定をふまえて、「福祉の街づくり条例」を全面改正し、多数の方々を利用する学校、病院、ホテル等のバリアフリー化を義務づけるなど、より徹底した措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※ 新バリアフリー法とは、建築物の基準を定める「ハートビル法」と、公共交通機関の基準を定める「交通バリアフリー法」を一体化して平成18年に制定された法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト8「ともに生き、支えあう地域社会づくり」）</p> <p>・取り組む事業の記載「より実効性のある条例での取組み」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正した。（20年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県福祉の街づくり条例あり方検討会発足（H19.4）。（会議5回、ワーキング7回、カラーバリアフリー検討会1回）</li> <li>・「神奈川県福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」をまとめ、県民意見募集を実施。（H20.1.7～2.5）</li> <li>・福祉のまちづくりを考える県民フォーラムを実施。（H20.2.4）</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正骨子案」（H20.7.14～8.12）をまとめ、県民意見募集を実施。</li> <li>・「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正。（H20.12.26公布）</li> <li>・バリアフリーまちづくりフォーラム実施。（基調講演、表彰式、改正条例説明会）（H21.2.17）</li> <li>・県民意見募集を実施し、同条例施行規則を改正（H21.3）。</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーまちづくりフォーラム実施（基調講演、表彰式）。第1回（H21.2.17）第2回（H21.11.26）</li> <li>・みんなのバリアフリー街づくり条例及び施行規則の施行（H21.10.1）</li> <li>・バリアフリー街づくり推進検討会議の実施（H21年度：3回）</li> <li>・カラーバリアフリー講習・相談会の実施（県内7圏域で7回実施、受講者158名、相談件数8件）</li> <li>・既存建築物のバリアフリー化事例を調査、検証の上、既存建築物バリアフリー化整備ガイドラインを作成、普及（H21年度）</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物のバリアフリー化事例を調査、検証の上、既存建築物バリアフリー化整備ガイドラインを作成、普及（H22）</li> <li>・バリアフリー街づくり推進県民会議の実施（H22年度：2回予定）</li> <li>・バリアフリー街づくり推進県民会議調整部会（H22年度：2回予定）</li> <li>・障害者、高齢者等の県民からバリアフリーに関する意見等を募集開始（H22.10）</li> <li>・色覚障害当事者によるカラーバリアフリー相談窓口の開設（H22：15回予定）</li> <li>・色覚障害当事者によるカラーバリアフリーアドバイザー派遣の実施（H22：10施設予定）</li> </ul>	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年10月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点）</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の実効性を発揮するよう努められるとともに、バリアフリー街づくりの推進に向けた取り組みの一層の展開が期待される。</li> <li>・市町村が同様の条例を制定した場合の県条例の適用除外の運用について、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村の実情に即した柔軟な対応を行うよう努められたい。</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－8）

### 条例8（県民パートナーシップ条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地域の課題を解決し県民の生活を支えるには、県民、企業、NPO、コミュニティ組織など様々な主体が力をあわせて社会を支える「協働型社会」に切り替える必要があります。活力ある「協働型社会かながわ」を実現するため、県民・NPO・県の責務、協働の原則、県とNPOの協約（コンパクト）、NPO等への支援等の措置を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」）</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （I-2「企業、NPOなどとの協働と連携」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略プロジェクトの構成事業5「パートナーシップ推進のしくみづくり」の取組内容「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」</li> <li>基本方針の「I-2(1)企業、NPOなどとの協働と連携の推進」の取組項目「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」</li> </ul> <p>（H19：検討、H20：素案、H21：制定）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「かながわ協働推進会議」に新たに企業関係者を加えた専門部会（NPO関係者5名、企業関係者3名、県職員2名で構成）を設置し、条例案の検討を開始した（H19.8.23設置、6回開催）。</li> <li>県民、NPO法人、企業を対象に、ボランティア活動等に関する調査を実施（H19.11）。</li> <li>県内4箇所（相模原、横浜、小田原、川崎）でフォーラムを開催。（H19.10～11）</li> <li>平成20年2月県議会に条例骨子案素案を報告。</li> </ul> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動等に関する調査発表（第1次集計結果速報H20.2.28）</li> <li>ボランティア活動等に関する調査結果発表（H20.3.26）</li> <li>条例の基本的考え方（骨子案）について県議会9月定例会で報告</li> <li>パブリックコメント（H20.10.17～11.28）を実施</li> <li>県民フォーラム（H20.10.18～H20.11.28 県内8地域 参加357人）</li> <li>条例検討部会報告のとりまとめ</li> </ul> <p>&lt;H21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会に部会検討報告書の概要を含む検討状況を報告（H21.4）</li> <li>神奈川の協働を推進する県民会議を設置し意見交換を実施（H21.5）</li> <li>6月定例会常任委員会に第二次骨子案を報告。</li> <li>一般の県民が参加する「かながわの協働を考えるフォーラム」を開催し、第二次骨子案について説明し意見を募集（H21.7） 県民参加者（117人）からの提出件数 57件・</li> <li>第二次骨子案について、市町村へ意見照会等を実施（H21.7） 意見件数 30件</li> <li>9月定例会常任委員会に県民パートナーシップ条例（仮称）の素案を報告。</li> <li>常任委員会にボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（仮称）の素案を報告。（H21.11）</li> <li>12月定例会へボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例案を提出、22年3月可決、公布。</li> </ul> <p>&lt;H22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月1日施行。</li> <li>庁内協働推進会議、協働推進実務担当者等研修を実施し、庁内へ周知</li> <li>県のたよりやテレビ、ラジオ、その他広報媒体により、県民向けに広く条例の趣旨を周知</li> </ul>	<p>(1) 評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月に条例が施行されたが、マニフェストに掲げられた項目の一部（県民・NPOの責務）が条例に盛り込まれなかった。</li> <li>マニフェストの内容をみると、確かに後段に記載のとおり県とNPOとの協働が条例の中心と考えられるが、加えて、前段に記載しているとおり、協働型社会に切り替えるためには、NPOのみならず、県民、企業、コミュニティ組織など様々な主体と力を合わせる必要があるとしている。そうしたマニフェストの趣旨を踏まえ、県と対等なパートナーを組む県民、NPOの責務が設けられなかった点は不十分と言わざるを得ず、マニフェストの完全な実現とは言えないと考える。</li> <li>以上、条例施行をもって5点とするところ、1点減点することが妥当であると判断した。</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づきボランティア団体等の協働を積極的に推進するとともに、県民や企業など他のアクターも県政を支えるパートナーと受け止め、協働を進めることが求められる。</li> <li>協働型社会の実現に向けた政策として掲げられている「県民政策提案」などのほか、県民参加制度全般の条例化の検討の必要はないか。（前年度と同様）</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－9）

### 条例9（県職員等不正行為防止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>最近、全国的に首長の不祥事が相次ぐとともに、県職員の事故・不祥事も目だっています。そこで、知事などを含む県職員全体の違法行為・不祥事を防止し、県民の信頼を確保するため、職員の行動指針、内部通報制度、不当な働きかけへの対応等の制度を定めるとともに、これらの実効性を担保するため、第三者機関として不正行為等監視委員会（仮称）を設置する条例の制定をめざします。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅲ－2「県民から信頼される県行政の実現」）</p> <p>・「Ⅲ－2（5）県の自律性の向上」の取組項目「職員等の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を制定した（19年度）</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を公布・施行（H19. 10. 19）</li> <li>・「神奈川県職員等不祥事防止対策協議会」を附属機関として設置し開催（H19～22：9回）</li> <li>・条例施行に伴い、既存対策を充実強化（H19. 10. 19）</li> </ul> <p>神奈川県職員行動指針：管理監督者の意識啓発を図る1項目を追加 内部通報制度：外部調査員（弁護士）が直接調査できる制度に改正し調査力を強化 働きかけへの対応：働きかけに関する疑問について職員が相談できる「働きかけ外部相談員」（弁護士）を新たに設置</p> <p>&lt;20年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部職員を対象とした不祥事防止研修を実施（H20、H21、H22 政策課題トップセミナー）</li> <li>・20年4月から不祥事防止推進員を配置して全職場249所属を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H20. 4. 18～H21. 3. 5）</li> <li>・一斉定期点検を大幅に見直し実施（点検期間：H20. 6. 1～H20. 9. 30）</li> <li>・不祥事防止対策の実施状況を毎年度ホームページで公表（H19～H22）</li> </ul> <p>&lt;21年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事防止推進員を配置して教育・警察を除く全職場を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H21. 4. 22～H22. 3. 4）</li> <li>・一斉定期点検の実施（点検期間：H21. 6. 1～H21. 9. 30）</li> </ul> <p>&lt;22年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセミナー、所属庁特別研修、階層別研修等を通じ全職員にコンプライアンス研修を実施（H22. 4～10）</li> <li>・指導課長をリーダーとする「特別会計事務検査」実施体制の整備（H22. 10）</li> <li>・特に指導が必要な出先機関を指定する「重点指導事務所制度」の創設（H22. 10）</li> <li>・出先機関の物品調達を集約化する仕組みの検討（H23導入予定）</li> <li>・不適正経理の要因となった会計システム等の見直し（H22. 7検討組織設置）</li> <li>・総務局長、会計局長及び各局企画調整部長等で構成する「経理適正推進会議」を設置して進行管理を行い再発防止策を推進。（H22. 5）</li> </ul>	<p>(1) 評点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年10月に条例が施行されており、平成19・20年度の評価段階で5点の評点を付けた。</li> <li>・その後、平成21年度に県職員の不正経理問題が顕在化した。不正行為自体は条例制定以前に発生したものであるが、この問題は到底看過できるものではなく、本条例を制定している県として大いに恥ずべき事態である。そこで、平成21年度は、今後の改善への期待も込め、マイナス2点の評価とした。</li> <li>・問題表面化後、不正行為に対する厳格な対応がなされるようになったほか、従来、不正行為として扱われなかった行為も不正行為として顕在化してきており、職員が再発防止に向けた学習をすることにつながったものと思われる。</li> <li>・さらに、コンプライアンス研修、特別会計事務検査の実施、重点指導事務所制度の創設、経理適正推進会議の設置など運用面で相当の強化が図られている。</li> <li>・以上、運用上の改善が施されていることは高く評価できるが、条例には、対策のみではなく「予防」が盛り込まれており、マニフェストの重要なポイントである。その点、条例制定前とはいえ、問題が今期の知事任期中に発生したことは重く受け止めねばならない。</li> <li>・一連の対応において、条例の見直しが対策検討の俎上にも上がらなかったことは、結果はともかく、防止の観点から疑問がないではない。</li> </ul> <p>以上を総合的に考慮した上で、満点評価することは適当でないと考え、運用改善を評価した上で、前回から1点増加するのが妥当と判断した。</p> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正経理問題を教訓に、本条例が厳正、的確に運用され、不祥事根絶につながり、県民に信頼される県を実現できるよう不断の努力をされたい。</li> </ul>

## 政策別評価表（条例－１０）

条例１０（知事多選禁止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによって、独善的な組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害が生じるおそれがあります。こうした弊害を防止し、清新で活力ある県政を確保する民主政治のルールとして知事の在任を連続３期までに制限する条例の制定をめざします。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 （取組施策１０：自治基本条例等の制定に向けた取組み）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を制定した（19年度）（未施行）。</p> <p>&lt;19年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八都府市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H19.5.30）。</li> <li>・菅総務大臣（H19.5.31）、塩崎官房長官（H19.6.4）に要望。</li> <li>・平成19年9月県議会定例会において「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が成立（H19.10.12）し、公布（H19.10.19、施行日については地方自治法等関係法令の改正を踏まえ、改めて条例で定める）。</li> <li>・本条例成立以降、首相官邸、総務大臣、各政党の政策担当者、政府の地方分権改革推進委員会の委員に対し、知事から直接、条例の成立や県議会の決議を報告するとともに、早期に法制化されるよう要請。</li> <li>・「第33回県・横浜・川崎三首長懇談会」の共同声明として「首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現」を表明（H19.10.18）。</li> <li>・「第52回八都府市首脳会議」にて「首長の在任期間の制限に関する意見」として、関係法令の改正について改めて意見表明（H19.11.12）。</li> <li>・「政府主催全国都道府県知事会議」にて、知事が福田総理大臣に対し首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正について要望（H19.11.14）。</li> <li>・「自由民主党政務調査会選挙制度調査会・総会」にて、知事から自民党国会議員に対し「各自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地方分権型の制度として法制化すべき」との意見を述べた（H20.1.23）。</li> </ul> <p>&lt;20年度～&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の施策・制度・予算に関する提案」で、毎年度、地方の自主性、自立性を高めるため、首長の多選を条例により制限できることを法律に明文化することを最重点事項として要望。</li> <li>・八都府市首脳会議（H22～九都府市）において、春・秋ごとに、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明。</li> </ul>	<p>(1) 評価点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度の評価段階からの進展は特になく（平成19年度、条例制定済み・未施行＝施行時期未定）。</li> <li>・今回、マニフェスト評価の最終年度に当たり、知事や県行政が条例施行に向け、これ以上対応することが困難ということは十分理解できることから、5点と評価することも考えられる。</li> <li>・しかし、本評価はマニフェストの内容の実現状況を厳格に評価することが肝要であること、条例の提案権が知事にあることなども考慮すると、前回の評価を踏襲することが妥当と判断した。</li> </ul> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多選を禁止することについては消極的な見解も少なくないが、引き続き、本県が中心となって、法制化に向けた働きかけを強めることを期待したい。</li> <li>・とりわけ、現在国において検討されている地方政府基本法制定に向けた動きは、長の多選制限も包含する地方自治の組織及び運営に関する大転換ともなりえることから、引き続き法律制定に向け、国等に働きかけるとともに、動向を注視する必要がある。</li> </ul>